平成２５年（フ）第１２５１号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地１―105
債務者　向田亜麻子（旧姓井川）
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６０号
京都市山科区小山北溝町６番地３　ソルフィ山科211号室
債務者　渡部　一登
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町７丁目101番地リディアモンテ101号、従前の住所兵庫県加古川市別府町元町37番地の１
債務者　中谷　　勝
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４３２号
兵庫県姫路市南駅前町16番地グリーンハイツ南駅前804号、住民票上の住所兵庫県姫路市市川台３丁目９番地
債務者　前田　尚人（旧姓岩端）
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８３号
兵庫県神崎郡市川町下瀬加1137番地の１
債務者　石井　武文
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９３号
兵庫県姫路市青山南３丁目７番７―302号県営住宅青山南団地７号棟
債務者　辻　　佳彦
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７６号
奈良市古市町2208番地の９　高円団地６－１号
債務者　藤室まつ子
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３７７号
奈良市大森町277番地の１　ルモン奈良大森101号
債務者　粂　　親子
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３８７号
奈良県生駒市東生駒３丁目398番地187
債務者　川林　豊次
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目557番地
債務者　岸本やよひ
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９６７号
広島市安佐南区中須１丁目35番１―605号
債務者　井上　利子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７８号
広島市安佐北区口田南２丁目23番８号
債務者　児玉　　学
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７９号
広島市安佐北区口田南２丁目23番８号
債務者　児玉　信子
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２３号
愛媛県松山市北井門２丁目４番13号
債務者　梅﨑　　諭
１　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２５号
愛媛県松山市河原町５番地11　シティコートヨロズヤ701号
債務者　羽田　裕子
１　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
愛媛県今治市八町東５丁目６番27号
債務者　藤岡　時子
１　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４９号
高知県南国市東崎1609番地　ニューエル長岡A102号
債務者　貞廣　数子
１　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所破産係